

態をふまえた調査をして、最大公約数を見いだして完成させるべきであると考える。

F. 結論

このように使用者自身の会の大勢の方々から忌憚のない意見を沢山聞いた報告はまだない。これらの意見を生かしたいと思っている。現在盲導犬育成団体は9団体あるが、それぞれの団体にも意見を聞き、回答できるものには、返事をしたいと思っている。そして当事者、育成団体、行政とも連携を取る機会を作り、盲導犬を含めた補助犬使用者が、更に社会参加しやすくなる環境作りに貢献したいと思う。

交通機関における身体障害者補助犬法の周知度についての実態調査

松原美穂 麻布大学大学院獣医学研究科動物応用科学専攻

高柳友子 東京医科歯科大学大学院国際寄生虫病学分野

研究要旨

公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空）における身体障害者補助犬法及び、補助犬の受入についての実態調査を行った。交通機関は、補助犬使用者にとって生活の上で最も重要な存在であり、補助犬を同伴して円滑にすべての交通機関を利用できるようになることは、彼らの自立と社会参加の必須条件である。一方、法律施行後、受入事業者や公的施設には未だ困惑があるのが現状であり、補助犬法が社会に浸透し、補助犬と共に自立する障害者に寄与するためには、公共社会に対する実態調査が必要であると考えた。補助犬使用者と事業所の双方にとっての安全で快い利用と受け入れが進むことができるため、受入側である事業所にとって現在どのような危惧点があるのか、そしてどのような指針が必要とされているのかを考察するため、補助犬および補助犬法についての周知度を調査し、そこから明らかにされる課題を見つけていく。

A. 研究目的

公共交通機関事業所に対する身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の認識の現状を知る。及び、身体障害者補助犬法施行（H14.10.1）に際し、現在持つ補助犬への危惧点、不安点をもとに、今後補助犬使用者と補助犬への安全で円滑な受入をしていくためにはどのような指針が必要なのかを検討する。

B. 調査方法

国内政令指定都市を主に全国主要都市部において運営する公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空及び交通局）を対象として、アンケートを行った。調査事業所内訳は、鉄道事業においては、JR 及び私鉄を含む計 30 社、バス事業においては、JR、高速及び路線バスを含む計 18 社、タクシー事業については、タクシー各営業所数が膨大なため、代表として、対象地域内のタクシー協会 14 協会また、航空事業においては 5 社、及び交通局 8 局の総計 76 団体へアンケートを送付した。交通局については、鉄道事業とバス事業の両事業を有するので、結果の数値に入れ込んだ。アンケート質問は計 11 問。回答形式は主に選択肢。数題は任意の記述式に回答を求めた。

C. 調査結果

アンケート総計 76 部送付中、返答 57 部。返答率は 75% であった。返答 57 社中 1 社の

み、行政からの調査ではないという旨で回答棄権。内訳は、交通局 8 局送付に対し 8 局返答。鉄道 30 社送付に対し 23 社返答。バス 18 社送付に対し 12 社返答。タクシー協会 14 社送付に対し 10 協会返答。航空 5 社送付に対し 3 社返答。

アンケート各質問の結果は以下の通り。

Q1：補助犬の受入経験について。¹

盲導犬	経験ある	経験なし	介助犬	経験ある	経験なし
鉄道	30 社 (96%)	1 社 (4%)	鉄道	13 社 (42%)	18 社 (58%)
バス	18 社 (90%)	2 社 (10%)	バス	5 社 (25%)	15 社 (75%)
タクシ-	5 協会 (55%)	4 協会 (78%)	タクシ-	2 協会 (22%)	7 協会 (78%)
航空	3 社 (100%)		航空	2 社 (67%)	1 社 (33%)
計	56 社 (89%)	7 社 (11%)	計	22 社 (35%)	41 社 (65%)

聴導犬 経験ある 経験なし

鉄道	3 社 (10%)	28 社 (90%)
バス	4 社 (20%)	16 社 (80%)
タクシ-	2 協会 (22%)	7 協会 (78%)
航空	2 社 (67%)	1 社 (33%)
計	11 社 (17%)	52 社 (83%)

※鉄道：交通局 8 局 + 企業 23 社（計 31 団体）

バス：交通局 8 局 + 企業 12 社（計 20 団体）

Q2：補助犬受入に際するトラブルの有無²

この質問の対象は質問 1 でいずれかに「○」と回答した事業所である。（鉄道 30 社、バス 18 社、タクシー協会 5 社、航空 3 社、計 56 社）

トラブルあり…2 件 (4%)

トラブルなし…54 件 (96%)

(トラブル例)

- ・ 一般犬と思われる犬と乗車し、注意すると介助犬だと言われ、対応に苦慮。
- ・ イヌの体臭がすると他の乗客からのクレーム。
- ・ イヌ嫌い、動物アレルギーの乗客からの苦情。
- ・ 大きなイヌが怖い子供が泣き出す。

Q3：補助犬に関するマニュアル・研修の有無³

ある：26 件 (44%) ない：33 件 (56%)

¹ グラフ 1、表 1

² グラフ 2

³ グラフ 3、表 2

(内訳)	ある	ない
鉄道	11社	20社
バス	9社	7社
タクシー	4社	5社
航空	2社	1社
計	26社	33社

Q4：身体障害者補助犬法を知っているか。⁴

はい：62件（98%）　いいえ：1件（2%）

Q5：補助犬法内容について

① 第4章より、公共交通機関における補助犬の同伴拒否ができない旨を知っているか？⁵

はい：63件（100%）

② 現在介助犬・聴導犬認定における指定法人のない事を知っているか？⁶

はい：51件（81%）

いいえ：12件（19%）

③ 経過措置における附則第3条により、平成16年9月30日まで「介助犬」「聴導犬」と表示可能なことを知っているか？⁷

はい：57件（90%）　いいえ：5件（10%）

④ 附則第3条による表示についての情報源について。⁸

・国土交通省 46件（65%）

・厚生労働省 10件（14%）

・交通局 2件（2%）

・新聞 2件（2%）

・テレビ 0件（0%）

・その他 11件（15%）

⁴ グラフ4

⁵ グラフ5-1

⁶ グラフ5-2

⁷ グラフ5-3

⁸ グラフ5-4

Q6 : 訓練犬について

① 受入経験⁹

盲導犬

ある	22 件 (35%)
	(鉄道 11、バス 8、タクシ- 2、航空 1)
ない	36 件 (57%)
	(鉄道 19、バス 10、タクシ- 5、航空 2)
要望無	5 件 (7%)
	(鉄道 1、バス 2、タクシ- 2)

介助犬・聴導犬

ある	7 件 (11%)
	(鉄道 2、バス 3、タクシ- 1、航空 1)
ない	47 件 (75%)
	(鉄道 25、バス 14、タクシ- 5、航空 2)
要望無	9 件 (14%)
	(鉄道 4、バス 2、タクシ- 3)

② 今後の受入予定¹⁰

全面的受入	11 件 (18%)
検討中	34 件 (57%)
受け入れない	3 件 (5%)
指定法人のみ	7 件 (12%)
独自規定設置	1 件 (2%)

③ 訓練犬に関するマニュアルの有無¹¹

ある… 3 件　　ない… 60 件

《各事業所の抱える危惧点　抜粋》¹²

補助犬全般に対して

- 1:補助犬の匂いや迷惑行動（他の乗客に対し迷惑行為にあたるような過剰反応や恐怖反応）。
- 2:他の乗客やアレルギー保持者への対応。

⁹ グラフ 6-1

¹⁰ グラフ 6-2

¹¹ グラフ 6-3

¹² 表 3

- 3:トラブル発生時の対応、及び予防策について。
- 4:「前例がない」ことに対しての不安。
- 5:補助犬法第8条「やむをえない場合は補助犬の同伴を拒むことができる」の拒否範囲について。
- 6:訓練犬への受入について。訓練段階である犬を受け入れることへの不安。
- 7:乗客の補助犬への理解。
- 8:受け入れたあとの諸事項に対するマニュアルの不備。

特に介助犬・聴導犬に対して

- 1:社会認知度の低さや経験の低さからくる不安。
- 2:公的認定機関がないことに対する不安。
- 3:附則第3条による「介助犬」「聴導犬」の表示について。

D. 考察

補助犬認識の現状については、各事業所において、盲導犬の経験率は非常に高く、介助犬・聴導犬経験率は未だに低かった。盲導犬は介助犬・聴導犬に比べ、実働歴も古く、社会的認知度が高いことに比べ、介助犬・聴導犬はまだ実働の歴史が浅く、認知度が低いことが露呈した。

特に、バス、タクシー事業においては、介助犬の経験率が低いことが分かった。その理由として、バス、タクシーという自動車運営というハード面のバリアフリー対応の難しさ、及び、ワンマン運営が主である故の対応の難しさが考えられる。バス、タクシーは交通手段の中でも最も私たちに身近であり、補助犬使用者にとってもちろん最も使用頻度の高い交通手段だといえる。今後のハード面の急速な整備と、各運転手への教育は必須と考える。

補助犬受入に際するトラブルの発生率は調査結果中3%であった。しかし、今後、補助犬法が浸透し、補助犬を同伴した障害者の方々が社会参加していくにあたり、その発生率は増えていくことが予測される。

補助犬に関するマニュアルや研修について、何かしらの形で所有している事業所は全体の約45%。現在は各事業所内独自のマニュアルというより、国土交通省通達をもとにした「受入義務」に対する通達をマニュアルという形で事業所内に周知しているところが多い。事業所における危惧点にも挙げられていたように、現在は、受入に対する義務事項的なマニュアルがあるが、受け入れた後の、トラブル措置や、トラブルを予防するための危機管理に対するマニュアルをもつ事業所は無かった。

身体障害者補助犬法に関しては、調査事業所のうち、99%が知っており、受入義務に関する内容についても100%知っていた。

補助犬法と補助犬に対し、各事業所内での周知が大変積極的であった。このことは、交通機関にとって、補助犬法は事業運営に大きく関わる法律であり、ゆえに、補助犬法と補助犬

受入については多くの事業所において非常に関心度が高いということの現れであろう。

訓練犬に関しては、訓練を受けられたことのない事業所が圧倒的に多いことが分かった。補助犬受入状況と同様に、介助犬・聴導犬の受入経験は非常に少ない。今後の受入に対しては、全面的受入を表明しているところは少なく、現在検討中の所が非常に多いことが分かった。

E. 結論

今回の実態調査の結果から、公共交通機関における、補助犬及び補助犬法に対する関心は非常に高く、周知度も高かった。特に、事業所間の補助犬受入状況から露呈した、自動車事業における受入率の低さについて注目できる。自動車事業のバリアフリーの遅れは、構造上のハード面からくるものと、ワンマン運営といふいわばソフト面からくる難しさの両方を兼ね備えていると考える。自動車という構造上のバリアフリーは、現在やっと車椅子対応車両が普及し始めたばかりであり、今後更に車両数は増えていくと考える。自動車事業においては、特に、運転手への補助犬受入に対する具体的かつ、実践的な教育が非常に必要であると考える。このことは、補助犬受入だけにとどまらず、身体障害者受入に対しても非常に重要な点であると考える。

また、法整備が着実に進む一方で、事業運営に際し、補助犬受入に付随する危機管理に対する公的な指針がないことが、多くの事業所にとって最大の不安点であり今後の最大の課題であることが分かった。今後、補助犬法が生きた法律に成長し、補助犬使用者が円滑に社会参加でき、事業者にとっても快く受けれることができるためには、受入と危機管理に対する公的な基本マニュアルの早急な作成とトラブルについての相談窓口の設置が最大の課題となるであろう。

参考資料

グラフ1：補助犬経験

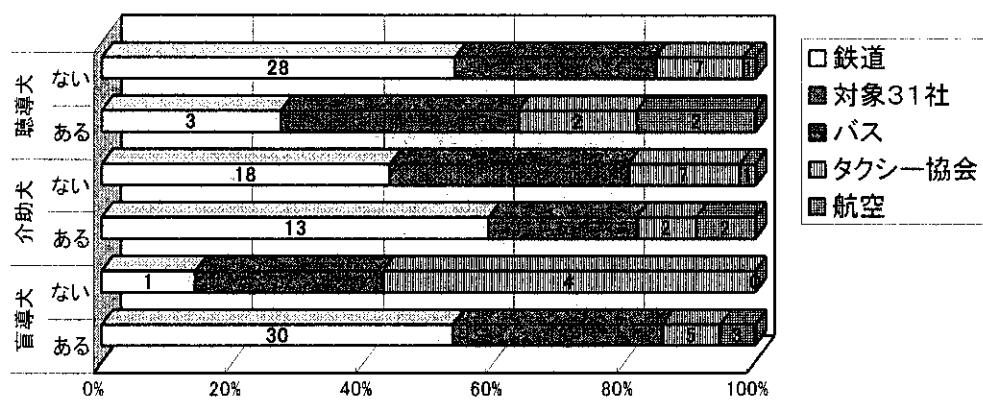


表1：補助犬経験件数

盲導犬（盲導犬については受入が多数のため数不明で表示）

	数不明	その他
鉄道 30 社	27	3
バス 18 社	15	3
タクシー 5 社	5	0
航空 3 社	3	0

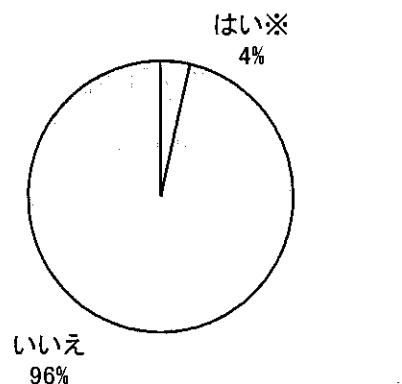
介助犬

	1～5頭	6～10頭	11～15頭	16～20頭	数不明
鉄道 13 社	9	1	0	3	0
バス 5 社	3	0	0	0	2
タクシー 2 社	0	0	0	0	2
航空 2 社	0	0	2	0	0

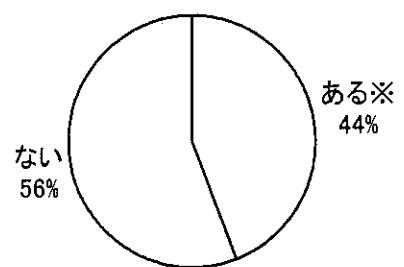
聴導犬

	1～5頭	数不明
鉄道 3 社	3	0
バス 3 社	1	2
タクシー 2 社	0	2
航空 2 社	2	0

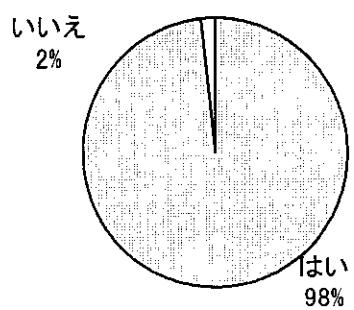
グラフ2:トラブルの有無



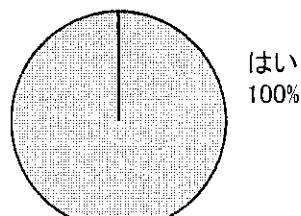
グラフ3:マニュアル、研修の有無



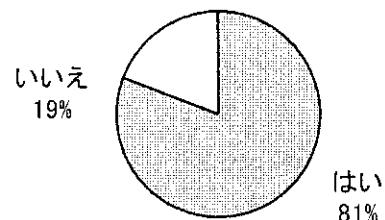
グラフ4:補助犬法を知っているか?



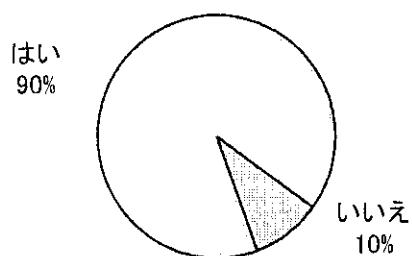
グラフ5-1:
補助犬同伴拒否ができない旨について知っているか？



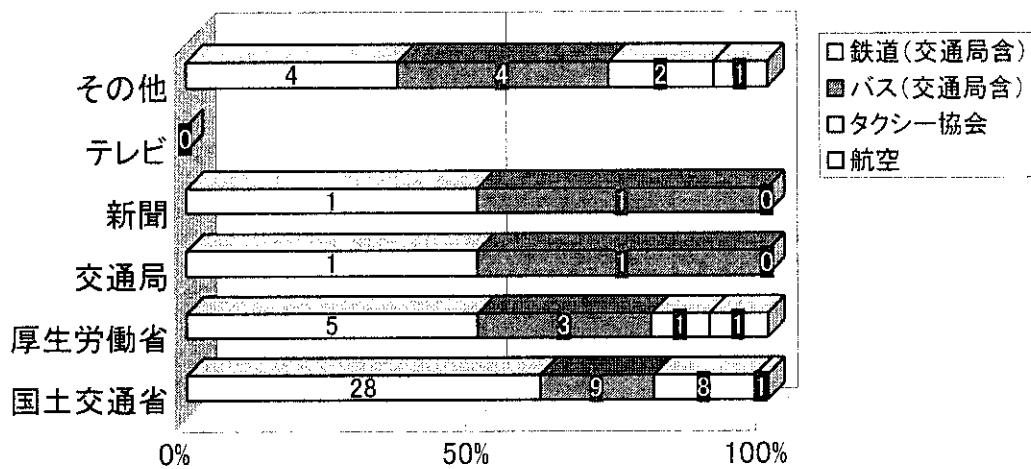
グラフ5-2:
介助犬、聴導犬における指定法人がないことを知っているか？



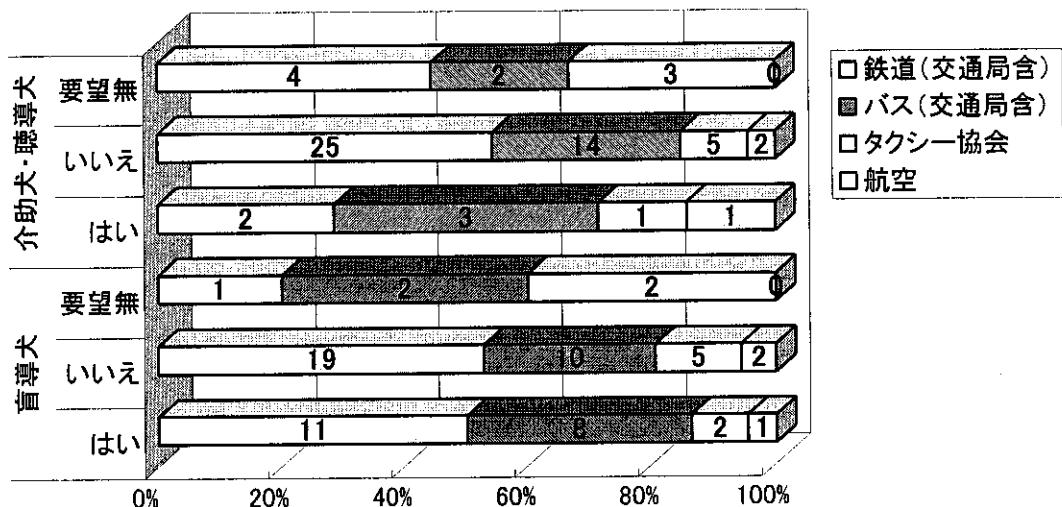
グラフ5-3:
附則第3条「介助犬」「聴導犬」表示について知っているか？



グラフ5-4:附則第3条情報入手先



グラフ6-1:訓練犬受入経験



グラフ6-2:今後の訓練犬受入

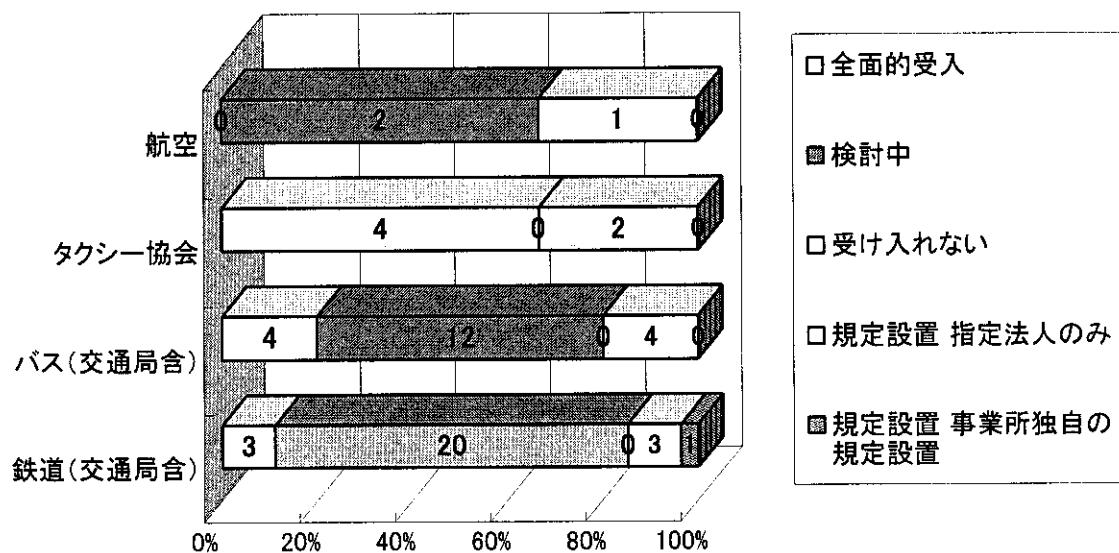


表2：補助犬受入マニュアル・研修についての回答結果（任意記述）

事業者	回答結果
A局	受け入れるが指定法人ができるまで個別審査を行う。
B局	補助犬法第2条に定められた、盲導犬、介助犬、聴導犬で同法第12条の表示がなされているものについてのみ乗車受入。
C局	補助犬の乗車取り扱いについては、交通局通達により全職員に周知。 附則第3条の表示をした犬の乗車取扱いについては各所属に周知。 介助犬、聴導犬の乗車取扱いについての手続きフローチャートの作成。
D局	法施行に従って、自動車部では職員に対する啓発として、通知文書での周知を行う。
E局	交通局達18号、電車部達第20号、事務連絡による通達及びマニュアル。研修に関しては、通達等に基づき各所属で職場教育を行う。
F局	盲導犬と同様の対応
A社	介助犬、聴導犬については法施行前に現場に通達済み。
B社	〈車内持ち込み条件〉 ①介助犬に介助を育成する組織が認定した介助犬であることを証明するカードの提示。 ②介助犬使用者は、本人の氏名、住所、連絡先、介助犬認定番号等を記載した証明カードの携帯義務。 ③介助犬使用者は犬を制御できる引具を必ずつける。 混雑時及び乗車制限が必要と認められるときは持ち込みを制限する。
C社	弊社「旅客営業規則」第308条第3項(無料手回り品)において、身体障害者補助犬法に規定する認定を受けた補助犬(但し法律に定められた表示をし、旅客が認定証を所持する場合に限る)は、車内に無料で随伴させることができる、としており、正式に認定された補助犬は受け入れ可能。
D社	附則第3条に該当する補助犬を受け入れる際の「他のお客様にご迷惑をお掛けしない」という観点からの基準を満たすかどうかのマニュアルがある。
E社	「他のお客様にご迷惑をお掛けしないかどうか」という観点から、基準を満たすかどうかの確認をJR東日本、JR東海との共通の方法で実施。
F社	「他のお客様にご迷惑をお掛けしないかどうか」という観点から、基準を満たすかどうかの確認をJR西日本、JR東海との共通の方法で実施。
G社	(財)東京タクシーセンターにおいて研修必修
H社	補助犬法については、国土交通省通知文書を当協会発行の会報へ記載し、会員への周知。
I社	新任運転者は、2日間の教育を受講義務。その中で乗車拒否できない旨教育を実施。
J社	公的認定機関が無いため、補助犬毎に「試験搭乗」「覚書」の手続きが必要。(除く盲導犬)
K社	社内規定に受け入れ基準を定めているが、対外的には公表していない。
L社	介助犬ならびに聴導犬については盲導犬の取扱に準じて取り扱うようにしている。
M社	基準や条件はありませんが、対処マニュアルで指導しています。
N社	特別にマニュアル・研修等は整備していないが、従来、盲導犬については、車内の「運行管理規定」のうえで、車内への受け入れを規定しており、必要に応じて、乗務員へは受け入れに支障の無いよう口頭で指導してきた。また、補助犬法の施行に合わせて社内的な通達を実施し、現段階では、補助犬の扱いを盲導犬に準ずるものと位置づけている。
O社	省令通達通りの基準。

表3:現在の危惧点・不安点

全調査対象56社(局)中、記入11社(局)

事業所	記入
ア局	<ul style="list-style-type: none"> ・地下鉄を利用して訓練する場合の申請は? ・第8条にある「やむをえない場合は同伴を拒むことができる」の拒否範囲は? ・補助犬であることの旅客周知徹底 ・身体障害者の方が地下鉄を利用される場合等においての補助犬の管理
イ局	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬の制御ができなくなった場合(噛みつき、吠える、小便等) ・特に訓練犬に対しての危惧 ・ワンマン運転の都バス、都電では安全管理面から訓練犬受入に対し課題多。
ウ局	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬が他の乗客に対して迷惑行為を行う恐れ ・乗客の補助犬への理解
ア社	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬受け入れに対し、トラブルが100%無いとは言いきれない部分が多い。
イ社	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、法附則第3条による表示をつけた犬で、鉄道会社と覚書を締結し、乗車を認めた場合で、その後この犬が厚生労働省令で定められた訓練基準に合格できなかった際に、法的根拠の欠如を理由に乗車を断った場合、納得いただけるのかどうか?
ウ社	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、指定法人が関東にしか無く、そこに試験を受けに行くため、当社線を利用する時の処理について。 ・各社局の見解はどうなのか?
エ社	<ul style="list-style-type: none"> ・早く補助犬法第15条の指定法人(公的認定機関)を決定して欲しい。
オ社	<ul style="list-style-type: none"> ・介助犬、聴導犬については前例が無く、知識として分かっていても実際に来たときにどのように対応すればいいのか?
カ社	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーは、不特定多数の方々にご利用いただく公共交通機関であり、door to doorの「安心」「安全」をモットーに努力を重ねている。高齢者の方、身体の不自由な方々のニーズを広くすくい上げ、積極的に関わっていきたい。福祉の分野では、福祉車両の導入と、乗務員のヘルパー資格取得者の増加を推進している。「旅客自動車運送事業等運輸規則」第13条、「運送の引受及び継続の拒絶」において、「動物(盲導犬及び愛玩用小動物を除く)」は「拒絶することができる」となっており、盲導犬は、タクシーとしてこれまで受け入れてきた。乗務員教育に従事している(財)東京タクシーセンターでは、研修期間に必修項目として取り上げてきたところです。H14.10.1より「身体障害者補助犬法」施行により、H14.10.7付全乗連発第84号にて、(社)全国乗用自動車協会より、上記運輸規則に盲導犬に続き、身体障害者補助犬も加えた通達が送られてきた。当協会からは、東旅協発第368号、H14.10.13付で会員前社366社に通達した。通達配布からの時間的経過がまだ浅いという点から、介助犬、聴導犬をつれているご利用客をお乗せしたという報告が今のところきていない。盲導犬に関してのトラブルは、この2、3年はご利用客、乗務員双方からの報告はない。交通バリアフリーの点からも、タクシーは他交通機関に比べ、機能を発揮する乗り物と自負している。従い、補助犬同伴のご利用客にもっと気軽に乗りいただくために、業界として、どのようにしたらよいのか、
キ社	<ul style="list-style-type: none"> ・H16.9.30以降の認定を受けていない犬の取扱 ・動物アレルギーの方への対応
ク社	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練犬の乗車について、どれくらい訓練されているのか?バス事業者には解らないし、乗車基準もないのが現状であって、全国で統一した基準ができないものかと思う。国かバス協会でマニュアル等を作成して欲
ケ社	<ul style="list-style-type: none"> ・盲導犬をつれたお客様に対して、今までスムーズにご乗車いただくよう、社内教育の一環で注意を喚起していましたが、今後は、介助犬、聴導犬をつれたお客様も多くいらっしゃると思いますので、安全かつ、ストレスのないバス乗車をして頂くようより一層の教育をしていきたい。
コ社	<ul style="list-style-type: none"> ・補助犬を乗車させる際、補助犬を通路に座らせるることは他の旅客へのご迷惑になるので、座席の足下に座らせることになるのだが、座席を占有することになり、定員数が少ないバス(特に高速バス)では、事業者としては今後の課題になってくる。 ・補助犬をつれてご乗車される場合には、事前に事業者までご報告されることを希望する。事前に連絡があれば、座席位置等を変更することもできる。
サ社	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階では、介助犬・聴導犬・訓練犬の実例がないため、実際に受け入れの申し出が出てきたときに、必要な措置(マニュアル整備等)を検討する予定。基本的には、周辺地域の他バス事業者と足並みを揃えて対応していく意向。

身体障害者補助犬の受け入れにおける事業者別調査

—宿泊施設、動物園、水族館、娯楽施設、病院における補助犬の反応と円滑な受け入れにおける対策に関する研究—

横山千佳 日本大学生物資源科学部獣医学科

松原美穂 麻布大学獣医学部応用動物科学科大学院

藤原義典 東京都老人総合研究所

高柳友子 東京医科歯科大学大学院国際環境寄生虫病学分野

研究要旨

これまで余り一般的でなかった、動物園、水族館における補助犬の受け入れは、身体障害者補助犬法の施行により、公立の施設である事が多い動物園・水族館は今後受け入れが必須となる。

海外および国内でのアンケート調査に加え、実際の施設での検証を基に、これまでの対応、実際の動物・犬両者の反応から、今後の補助犬使用者の円滑な受け入れ体制の為の具体的な課題を検討した。その結果、これらの施設における補助犬の受け入れは大きな問題になる事は無いと考えられる。しかしながら、施設の展示方法や動物の種類、動物の個体差、犬の個体差による影響差は大きく、各施設における検証の必要性と、使用者への情報の公布の必要性、使用者による補助犬の的確な行動管理が求められる事が示唆された。

A. 研究目的

これまで、我が国の動物園・水族館では、補助犬の反応が予想出来ず、展示動物へのストレス等の影響が心配な事から、補助犬を伴った身体障害者の受け入れは一般的ではなかった。その為、各施設の受け入れ体制は徹底しておらず、対応も一定しては居ない。しかし、身体障害者補助犬法の施行により、公共施設である事が多い動物園・水族館は今後受け入れが必須となる。今後の、補助犬を伴った身体障害者の円滑な受け入れの為に、具体的な課題を検討する事を目的とした。

B. 研究方法

- 1) インターネットで検索した、海外の動物園・水族館、4カ国24施設、及び日本国内の動物園・水族館56施設にメールを送り、過去の受け入れ状況についてのアンケートを行った。
- 2) 恩賜上野動物園、および品川水族館にご協力いただき、実際に様々な性格（アクティビティの高い犬・大人しい犬など）を施設に連れて行き、展示動物と犬のアプローチを計り、両者の反応の検証を行った。上野動物園では6頭の訓練犬を用いた。内、3頭は盲導犬訓練犬でいずれも大型であった。犬種はラブラドールレトリバーが2頭〔雌1頭、雄1頭〕、ゴールデンレトリバーが1頭〔雌〕である。又、2頭が聴導犬訓練犬で、小柄なビーグル〔雌〕と小型のMIX〔雌〕、介助

犬訓練犬が1頭でこれは一般より大柄のゴールデンレトリバー〔雄〕であった。品川水族館においては2頭の訓練犬を用いた。1頭が盲導犬訓練犬〔ラブラドールレトリバー・雄〕、1頭が介助犬訓練犬〔ゴールデンレトリバー・雌〕である。

評価方法は、各犬にトレーナーと評価者が各一名、及び施設関係者（飼育技師など）がつき、時間差を作つて施設内の展示動物を見学し、犬と展示動物両方の反応を観察した。

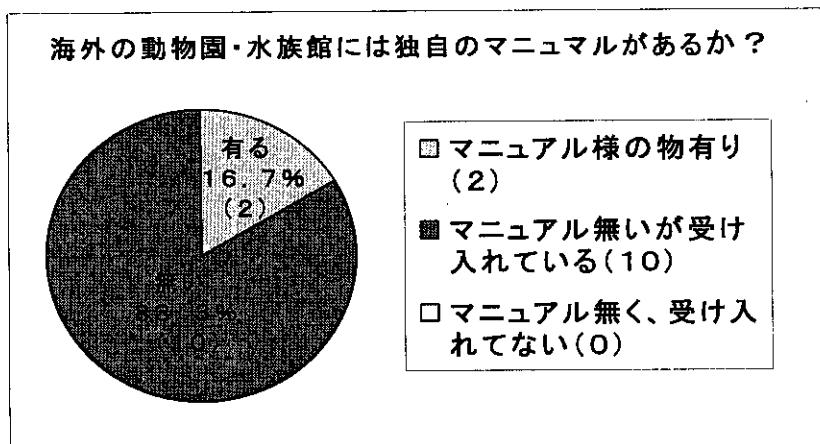
C. 研究結果

1) アンケート結果<グラフI～V参照>

①海外の動物園・水族館

メールを送った海外の動物園・水族館24施設の中で、12施設から返信があった。この内、10施設がマニュアルを作成していないが受け入れている、2施設がマニュアル様の物があり、受け入れているとの返答だった。受け入れていないと答えた施設は無かった。<グラフI参照>

<グラフI>



*独自のマニュアル様物の例

- 見学を避けてほしいものとして、ライオン、一部の小型有蹄類や子供動物園の中の触れ合い広場、円形劇場でのバードショウや動物ショーなどを挙げている。又、これ以外のエリアで動物の興奮行動が見られた場合、職員が速やかに別エリアに誘導する。更に、新生児・哺育中・抱卵中・治療中などの動物は常時避けてもらうなど、特殊な状況下にいる動物に対して配慮する。
- 犬が着用すべきケープの色を各団体別に示してあり、来場者がこれらを着用していない犬との入場を求める場合、証明書の提示を求める。又、他の来場者・スタッフ・展示動物の安全のためにも手に負えない乱暴な犬や、使用者の制御下にとどめ置けない犬の入場を断る権利がある。

*数施設が挙げた受け入れの為の条件例

- ADA法に基づき受け入れている（アメリカの施設）
- 園内の特別マップを作成しており、犬に過剰反応する動物が列挙してある。この施設ではこれら動物の見学を禁止しては居ないが、このエリア内の職員が付き添い、特に視覚障害者は分かりにくい動物の興奮行動を職員が観察し、過剰な反応が見られた場合のみ、速やかに別エリアに誘導する対策を探っている。

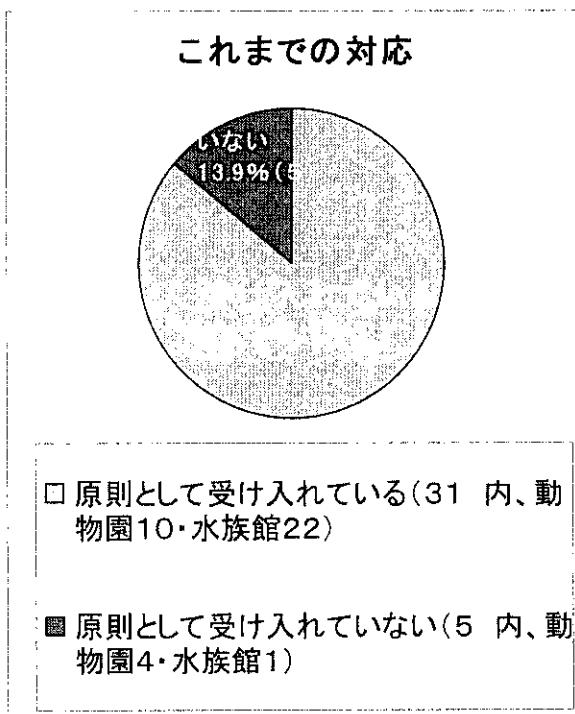
3) バードハウスやキリン舎など具体的に施設を指定し、それらの見学は避けてもらう。

マニュアル様の物を作成している施設と詳細な受け入れ条件をあげている施設では、その内容にあまり大きな差異は見られなかった。全体的に見て、水族館よりも動物園のほうが、哺乳動物の展示が多いという施設の性質上、細かい対応が考えられていたように思われた。

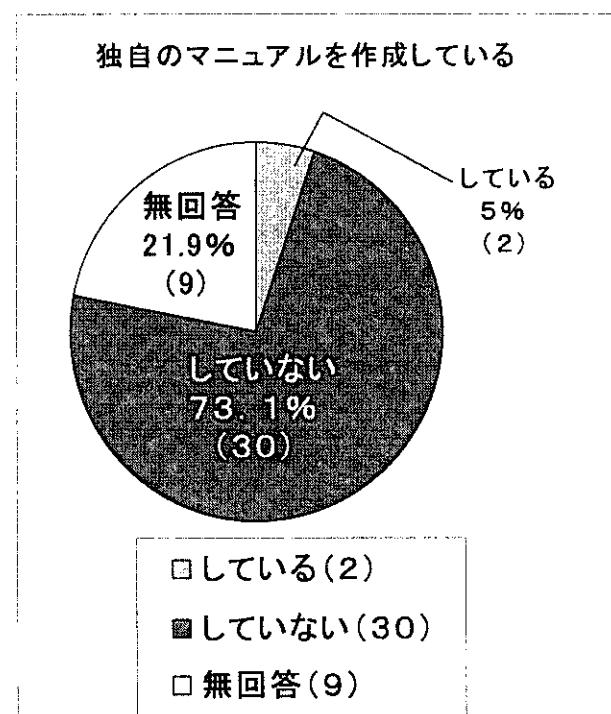
②日本の動物園・水族館

メールを送信した日本国内の56施設の内、41施設から返信があった。返信のあった施設の内、86.1%（31施設）がこれまで原則として受け入れる体制をとっているとの返答だった。＜グラフII＞しかしながら73.1%（30施設）が、方針を考えているものの、マニュアルの作成には至っていなかった。＜グラフIII＞

＜グラフII＞



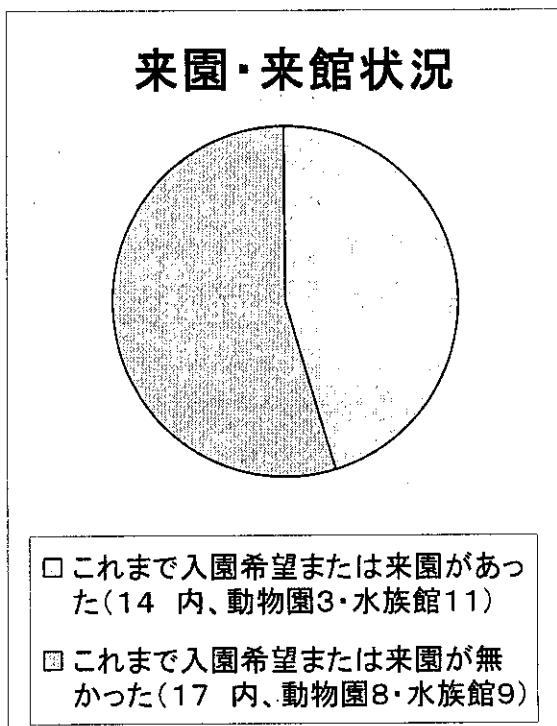
＜グラフIII＞



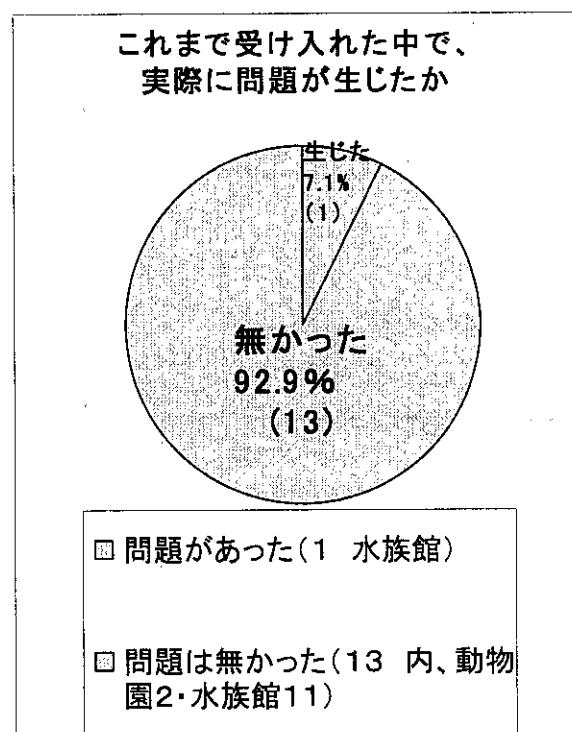
又、実際に補助犬を伴った身体障害者が来場した例も少なかった。＜グラフIV＞

実際に受け入れた経験のある14施設の内、問題があったと答えたのは1施設に留まった。＜グラフV＞この施設では“ペンギンの散歩タイム”など、犬が動物とかなり接近する機会のあるショーがあり、その際に動物が驚いたとの事だった。今後の対応として、ショーの見学や触れ合い広場のみ受け入れない、問題が起きた場合の責任の所在を明確にした上で入場してもらう、見学のルートを定める、施設自体が大変狭く動物間の距離が近い為、犬を入り口で預かるなどを検討していると答えた施設があった。一方で全面的に受け入れると答えた施設もあった。

<グラフIV>



<グラフV>



2) 検証結果

①上野動物園<表1, 2, 3, 4参照>

観察した約80種の動物の内、大多数は無関心もしくは軽い興味を示す程度に留まった。

しかしながら、アンデスヒワ鳥やキジ類、ホロホロ鳥などの地上性の鳥類では興味（凝視）、興奮反応（羽ばたく、多動）が見られた。鶴では興奮・逃避（一定の距離を保つように移動）・警戒（警戒音を発する）などの反応が見られた。又、アビシニアコロブスやクモザル、タマリン（フサオ、エンペラ一）などの小型の霊長類では、犬を認識したとたんに群全体が激しい興奮（多動）を示し、一部が警戒（こちらを凝視しつつ警戒音を発する）・威嚇（口を大きく開けて歯を剥き出して激しく鳴き、金網を両手で搖さぶる）の反応を示した。ミーアキャットは大型の犬と目が合う高さでガラスの囲いで展示しており犬と視線が合うと、激しい興奮（多動）・威嚇（威嚇音、毛と尾を逆立てる）を示した。ベンガルヤマネコやラマは強い興味（凝視）を示した。“触れ合い広場”のヤギは柵越しにかなりの近距離で犬と対面し、強い興味（凝視）と興奮（多動、近寄っては跳ねるように離れるを繰り返す）を示した。ライオンやゴリラ、マンガース、プレーリードッグは興味を示すに留まった。クマは、展示の方法上、草垣に視界を遮られ犬と対面する事は無かったが匂いにやや警戒するような顔つきを示した。今回の検証では、ニホンザルは犬に気付かなかった。一方、2001年に関西盲導犬協会が埼玉県狭山市智光山公園子供動物園において行った検証では、ニホンザルは犬に気付いたが大きな反応は無かった事が報告されている。同検証では、ダーウィンレアと呼ばれるダチョウの仲間や、アカオヒメシャク

ケイなどの鳥類が激しい興奮を示した。又、触れ合い広場のヒツジやヤギと対面した際に、ヤギは興味、一部のヒツジがやや威嚇行動（蹄で地面を踏み鳴らす）を示したとの報告がある。（表1、2の赤丸は今回の検証と類似の反応が見られたもの。）

又、今回の検証で、興奮などの反応が激しかった鳥類では、時間を置いて2回対面してみたが、2度目の時は犬、展示動物共に1度目の時よりも落ち着きが見られた。タマリンなどの小型霊長類では、余りに激しい威嚇攻撃が認められた為、最初に通った盲導犬のみで検証を中止した、その後、檻の前にトレーナーと共に盲導犬をステイさせ、短時間での慣れを試みたが困難であった。

檻から一定の距離を保つと激しい威嚇行動は収まったが、引き続き警戒の様子が見られた。

<表1 動物園における展示動物の反応①>

動物の反応	動物種							
	アンデスヒワ鳥 キジ類・クジャク ホロホロ鳥など	白フクロウ ミミズク・ワシ	鶴	クモザル キツネザル	アビシニアコロブス タマリン(ワタボウシ、 エンペラー)	ニホンザル	ゴリラ	スローロリス
興味	○	○	◎				◎	○
逃避								○
興奮	◎	○	◎	○	◎			○
警戒	○			○	○			
威嚇								

<表2 動物園における展示動物の反応②>

動物の反応	動物種						
	ミーアキャット	ベンガル ヤマネコ	クマ	ライオン	ラマ・ヒツジ・ロバ ミゼットホース	ゾウ	マンガース プレーリードック
興味	○	○		○	○	○	○
逃避	○	○			○		
興奮	◎	○	○		○		
警戒							
威嚇	○						

犬における反応では、どの性格の犬も大多数の動物に対して軽い興味を示すに留まった。しかし、鳥類やヤギの動きに興味・興奮を示したものや、サルの激しい威嚇に対して怯えたもの、ライオン、ゴリラ等の大型の獣類の接近にやや怯えた反応を示したもの、逆に興味を示すものなど、その反応に個体差が見られた部分も少なくなかった。しかしながら、全ての犬において威嚇などの攻撃的な反応は見られなかった。

<表3 動物園における犬の反応①>

犬の反応	動物種							
	アンデスヒワ鳥 キジ類・クジャク ホロホロ鳥	白フクロウ ミミズク・ワシ	水鳥	鶴	クモザル キツネザル	アビシニアコロブス タマリン(ワタボウシ、 エンペラー)	ニホンザル	ゴリラ
興味	○	○	○	○	○(盲)*	○(盲)*		○(介)
逃避								○(介)
恐怖								
興奮								
警戒								
威嚇								

*印は主に盲導犬のみで、途中で検証を中止した部分である。

<表4 動物園における犬の反応②>

犬の反応	動物種								
	スローロリス	ベンガル ヤマネコ	クマ	ライオン	ラマ・ヒツジ・ロバ ミゼットホース	ゾウ	ミーアキャット	マンガース プレーリードック	ネズミカンガルー などの小動物
興味	○(聴)	○	○		○	○	○	○	○
恐怖				○(介) ○(聴)			○		
逃避									
興奮		○(聴)							
警戒									
威嚇									○(聴)

②品川水族館<表5参照>

ゴマファザラシが犬に対して強い興味(凝視)、興奮(激しい泳ぎ)を示したが、これらの反応には個体差が見られた。大型魚類(サメ・エイなど)、中・小型の魚類、カメ、ペンギン、イルカなどの展示動物はほとんど反応を示さなかった。また、懸念の多かったアシカショーやイルカショーにおいても、動物たちは滞りなく飼育員の支持に従う様子が認められた。

犬の反応では、ドーム型の海中トンネルの中を通過した際、頭上を大型魚類が通過した事に驚き、恐怖反応を示したものがあった。又、犬によって、アシカショーやの際に動物よりもボール等の遊具や水しぶきに対する興奮が認められた。全ての犬において威嚇などの攻撃的な反応は見られなかった。

<表5 水族館における犬の反応>

犬の反応	動物種						
	水槽内の魚	大型魚類 (エイ、サメ) ウミガメ	アシカショー	イルカ水槽	イルカショー	ゴマファザラシ	マゼランペンギン
興味					○(介・盲)		
逃避		○(介)			○(介・盲)		
恐怖		○(介)	○(介)		○(介)		
警戒					○(介)		
威嚇							

D. 考察

アンケートにおいて、抱卵・哺育中など、特別な環境下にある動物に対して配慮すると答えた施設があったが、これらについての検証は、今回出来なかった。

タマリン、クモザル、キツネザル等の小型靈長類は激しい興奮、威嚇などの反応を示した。地上性の鳥類では興奮、逃避、警戒などの反応が見られた。犬はこれらの動物に対し、過剰に反応する事はなかった。しかしながら、犬と展示動物のどちらかが過剰な興奮、威嚇等の反応を示せば、もう一方の行動に影響を与えやすい事が推察された。

大部分の展示動物に深刻な影響はなかった。又、犬においても、個体差はあったが、いずれも行動管理が可能な程度の反応に留まった。

水族館における、アシカ・イルカショーでは、犬によっては、動物に対するよりもショーや用いる道具（ボールなど）に対して関心が高かった。犬は動物園・水族館という慣れない環境下でやや興奮する傾向が見られた。犬と展示動物の距離、草垣などの障害物の有無、犬の体高、すなわち目線の高さと展示場所の高さ、等の展示状況も動物・犬両者の反応に大きく影響すると考えられる。また両者の性質の個体差も大きな要因であると考えられる。

E. 結論 犬を伴った、動物園・水族館への入場は大きな支障があるとは考えられない。但し、地上性の鳥類・小型靈長類など、犬に対して過剰な興奮を示す動物については、あらかじめ、施設側から補助犬使用者へ情報提供により注意を促すと共に、ある程度の距離を保って見学する、特にアクティビティの高い犬では、犬が動物園の環境に慣れた後に見学する等の補助犬使用者による配慮がなされる事が望ましい。

“ふれあい広場”など、動物とじかに触れ合う場所が設けてあるような施設では、近距離で犬と展示動物が接触する危険性や感染症上の問題から、犬は入れないようにし、補助犬使用者がその施設を利用する間、犬が待機できる場所を考慮する必要がある。動物園、水族館におけるショーでは、動物だけでなく、遊具に対する反応も考慮に入れる必要がある。

犬の性質、展示動物の種類・性質、展示方法、展示動物の状況により、両者の反応が大きく異なる事が推察された為、補助犬を伴った身体障害者の円滑な受け入れ体制の為に、今後、各施設個別の検証が必要であると考えられる。

F. 謝辞

アンケートに御協力頂いた、多数の動物園・水族館に心より御礼申し上げます。

資料をご提供頂いた関西盲導犬協会、埼玉県狭山こども動物園に心より御礼申しあげます。施設における検証に御協力頂いた、恩賜上野動物園、品川水族館、並びに介助犬協会、日本盲導犬協会、聴導犬普及協会及び、日本介助犬アカデミーの皆様に心より御礼申し上げます。